|  |
| --- |
| 令和6年4月版 |
| **障害児通所支援の手引き** |
| **・児童発達支援** |
| **・居宅訪問型児童発達支援** |
| **・保育所等訪問支援** |
| **・放課後等デイサービス** |
|  |

![C:\Users\rikako\AppData\Local\Microsoft\Windows\Temporary Internet Files\Content.IE5\8HCOVYKS\gi01a201405221100[1].png]()

　　　**豊島区福祉部障害福祉課**

目次

[**1.** **各サービスの概要** 2](#_Toc90301004)

[**2.** **申請から利用までの流れ** 3](#_Toc90301005)

[**3.** **通所受給者証** 4](#_Toc90301006)

[**4.** **利用回数** 4](#_Toc90301007)

[**5.** **利用者負担** 4](#_Toc90301008)

[**6.** **計画相談支援とセルフプラン** 4](#_Toc90301009)

[**7.** **よくある質問(Q&A)** 5](#_Toc90301010)

1. **各サービスの概要**
	1. **児童発達支援**

日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援をし、又はこれに併せて児童発達支援センターにおいて肢体不自由児に治療を行います。

対象者は、療育の観点から集団療育及び個別指導を行う必要があると認められる**未就学児**です。

各種障害者手帳または、医師の診断書等により療育の必要性を確認します。

* 1. **居宅訪問型児童発達支援**

居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに生活能力の向上のために必要な支援を行います。

対象者は、重度の障害の状態その他これに準ずるものとして内閣府令で定められる状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた児童です。未就学児、就学児ともに利用可能です。

* 1. **保育所等訪問支援**

学校や幼稚園、保育所等を訪問し、保育所等における集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

対象者は、保育所その他の児童が集団生活を営む施設として内閣府令で定めるものに通う障害児であって、当該施設において、専門的な支援が必要と認められた児童です。未就学児、就学児ともに利用可能です。

* 1. **放課後等デイサービス**

学校通学中の障害児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のために必要な支援や社会との交流の促進等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

対象者は、小学１年生から高校３年生までの、学校に在学している児童です。

各種障害者手帳または、固定級の在籍証明書、支援級の通級証明書、医師の診断書等により支援の必要性を確認します。

1. **申請から利用までの流れ**

１.豊島区役所へ利用相談

まずは電話でご相談ください

２．各事業所へ連絡・相談

障害児相談支援事業所へ相談…お子様の状況、サービスの利用の意向をお伝えください

障害児通所支援事業所の見学・体験…空き状況や療育内容等をご確認ください

３．児童通所支援申請に必要なものを準備

※申請書の入手方法

1. 区役所のHP
2. 区役所来庁
3. 郵便送付

・申請用紙の入手・記入　※入手方法は右記

・サービス等利用計画案の作成

(計画相談支援事業所に依頼する場合は別紙が必要となります)
・診断書もしくは通級証明書等の提出（手帳をお持ちの方は、必要ありません）

４．豊島区職員による面談

担当職員が、対象の児童及び保護者と区役所（４階）にて３０分程度の聞き取りを行います

５．支給決定・受給者証の交付

支給が適切と認められた場合は２週間程度で自宅へ郵送します

６．サービス提供事業所との利用契約・サービス利用

　　　　　受給者証を事業所に提示して契約となります

1. **通所受給者証**

障害児通所支援の利用に際して、実施するサービス給付の内容(月ごとの利用回数、負担上限月額など)を個別に明らかにしたものです。**Ａ４サイズのピンク色の紙**で発行しています。各種サービスを受ける際には、この受給者証が必要です。必ず事業所へ提示してください。

受給者証の２枚目には、注意事項が記載されています。必ずご確認ください。

また、事業所と契約をした際に記載する欄が設けてあります((六)～(九))。記載欄が足りなくなった場合は再発行しますので、ご連絡ください。

1. **利用回数**

利用回数は一律ではなく、受給者証によって一人一人受けられるサービスの量が決められています。

豊島区では月２３日の範囲内で、子どもや保護者の状況や環境、利用意向などをふまえて、ひと月に使える日数を決定し、受給者証を発行します。その定められた日数内で、その子に必要なサービスを組み合わせて利用計画が立てられます。

なお、月２４日以上を希望された場合は、課内の会議で検討し決定します。

1. **利用者負担**

利用者負担については、サービスの利用量に応じた１割の自己負担がありますが、所得に応じた負担上限月額が定められています。ただし、未就学児は豊島区の独自助成と国の無償化制度によって、サービスの利用者負担は０円です。その他、各種助成もありますので、詳しくは別紙「障害児通所支援の利用者負担について」をご覧ください。

1. **計画相談支援とセルフプラン**

障害児通所支援を利用する際に「障害児支援利用計画」を作成する必要があります。詳しくは、別紙「障害児支援利用計画の作成のお願い」をご覧ください。

1. **よくある質問(Q&A)**

|  |
| --- |
| **申請手続きについて** |
|  |
| **(Q1)申請書はどこで手に入りますか？** |
| (A1) 区役所本庁舎４階の障害福祉課で配布しており、ホームページでも公開しています。ご連絡をいただければ、郵送での対応もしています。また、豊島区立児童発達支援センターをご利用中の方で、豊島区立児童発達支援センターで受給者証を使用する療育を受ける場合は、豊島区立児童発達支援センターでも申請書を配布しています。 |
|  |
| **(Q2)聞き取りはどのような形式で行われますか？** |
| (A2) ご本人(児童)の様子をうかがう必要がある為、ご本人同席の上で聞き取りを行います。区職員が区役所窓口において、３０分程、これまでの成育歴やご家族の状況、保育園や幼稚園、学校、家庭等での様子などをお聞きします。 |
|  |
| **(Q3)本人に聞き取り内容を聞かせたくない為、電話等の聞き取りでも可能ですか？** |
| (A3) 電話での聞き取りと面談を分けて行うなど、ご本人の状況に合わせ、対応いたします。ご要望がございましたら、事前にお申し出ください。 |
|  |
| **(Q4)窓口へ行くのが難しいですが、どうしたら良いですか？** |
| (A4) ご本人の障害の特性等により区役所での面談が難しい場合は、職員がご自宅等へ訪問し聞き取りを行うなど、ご本人の心身の状況に合わせ対応いたします。ご要望がございましたら、事前にお申し出ください。 |
|  |
| **(Q5)受給者証の発行には、障害者手帳が必要ですか？** |
| (A5) 療育の必要性を判断するため、各種障害者手帳や医師の診断書、通級証明書等のいずれかの提出が必要です。各種障害者手帳を持っていない方は、小児科等の医師の診断書に療育が必要な旨の記載があれば、それをもって判断します。診断書の書式は問いません。診断書の取得に係る経費は自己負担となります。小学生以上の各種障害者手帳をお持ちでない方で、固定級や支援学級を利用している方は、学校から在籍証明書、通級証明書等を取得してください。証明書の書式は問いません。豊島区立の小中学校では、令和２年度より各学校で発行されるようになりました。 |
|  |
| **(Q6)受給者証の発行には、保護者の就労などの制限はありますか？** |
| (A6) 保護者の就労等の制限はありません。ご本人の必要性に応じて利用することができます。 |
| **利用する事業所について** |
|  |
| **(Q7)どのような事業所を利用することができますか？** |
| (A7) 自治体が発行している、「通所受給者証」を利用できる事業所であれば、利用することができます。都内の事業所は、東京都障害者サービス情報(東京都保健福祉局のHP) (<http://www.shougaifukushi.metro.tokyo.jp/>)から検索することができます。 |
|  |
| **(Q8)豊島区外の事業所も利用できますか？** |
| (A8) 通所受給者証は、全国の事業所で利用可能です。里帰り先の自治体でも利用可能です。３歳児未満の方は、豊島区の独自助成制度があるため、事業所から豊島区へ連絡するよう伝えてください。　全国の事業所を検索する場合は、WAMNETの障害福祉サービス等情報検索(独立行政法人福祉医療機構)(https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/COP000100E0000.do)から検索することができます。 |
|  |
| **(Q9)利用する事業所はどこに相談して決定すればよいですか？** |
| (A9) 区役所では事業所の斡旋は行っておりません。保護者の方が各事業所に連絡を取り、ご本人と一緒に見学等を行ってください。また、サービスに関して障害児相談支援事業所へ相談することができます。詳しくは、別紙「障害児支援利用計画の作成のお願い」をご覧ください。 |
|  |
| **(Q10)事業所の空き情報は教えてもらえますか？** |
| (A10) 豊島区では各事業所の空き状況は把握しておりません。保護者の方が各事業所に連絡を取り、ご確認ください。 |
|  |
| **(Q11)事業所を２つ以上利用することは可能ですか？** |
| (A11) 受給者証に記載されている利用日数内であれば、ご本人の必要性に応じて、複数の事業所を利用することが可能です。その際、**一日に２事業所以上の利用はできません。ご注意ください**(ただし、保育所等訪問支援は除く)。また、**受給者証に記載されている日数を越えてしまった場合は、自己負担となります。**事業所を増やす場合には、手続きの確認があります。障害福祉課へご連絡ください。 |
|  |
| **(Q12)土日祝日、夏休みなど学校が休みの日でも、サービスを利用することができますか？** |
| (A12) 事業所によって営業日時が異なるため、各事業所へご確認ください。 |
|  |
| **(Q13)重症心身障害児の対象の事業所は利用できますか？** |
| (A13) 重症心身障害児とは、重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している児童のことです。該当するかどうかは、障害福祉課へお問い合せください。 |
| **受給者証の更新・変更について** |
| **(Q14)受給者証の有効期限・更新はありますか？** |
| (A14) 受給者証の有効期限は、最大１年の中で、本人の誕生日月の月末を期限としています(１日が誕生日の方は、前月の末日)。期限の２か月前頃に、ご自宅へ申請書を郵送しますので、期日までにご提出ください。 |
|  |
| **(Q15)更新の際に、必要な手続きはありますか？** |
| (A15) 障害福祉課から送付した申請書と、支援計画(事業所が作成した支援計画案または保護者が作成したセルフプラン)をご提出ください。また、小学生以上で各種障害者手帳をお持ちでない方は、３年毎（小学校１年生、小学校４年生、中学校１年生、高校１年生）に診断書または通級証明書等の療育の必要性を確認できる書類をご提出ください。更新手続きの際には、ご本人の最近の様子をお聞きします。申請書には日中連絡の付く電話番号をご記入ください。電話に出られなかった場合は、障害福祉課へご連絡ください。　(障害福祉課対応可能日時：閉庁日を除く平日の８：３０～１７：１５)手続きが完了しましたら、新しい期限の受給者証をご自宅へ郵送します。ご利用中の各事業所へ提示してください。 |
|  |
| **(Q16)利用日数を増やしたいです。どのような手続きが必要ですか？** |
| (A16) 申請のあった月の翌月から利用日数を変更することができます。利用中の計画相談支援事業所に相談の上、障害福祉課へ申請してください。利用日数は必要に応じて判断し、決定します。 |
|  |
| **(Q17)受給者証を紛失しました。再発行は可能ですか？** |
| (A17) 受給者証の再発行は可能です。障害福祉課へご連絡ください。 |
|  |
| **(Q18)名前や住所が変わりました。何か手続きが必要ですか？** |
| (A18) 新しい名前や住所の受給者証を発行します。住民票の手続きが完了しましたら、障害福祉課へご連絡ください。 |
|  |
| **(Q19) 今後、豊島区外へ転出予定です。どのような手続きが必要ですか** |
| (A19) 豊島区の受給者証は豊島区に住民票がある日まで有効です。引き続きサービスを利用する場合、転入日からは転入先自治体から発行される受給者証が必要です。自治体により申請に必要な書類や受給者証発行にかかる日数が異なるため、事前に転入先自治体へご確認ください。また、豊島区の受給者証は失効するため、後日豊島区へご返却ください。 |

お問い合わせ先

障害福祉課　児童・障害児支援グループ

〒１７１－８４２２　豊島区南池袋２－４５－１(豊島区役所４階)

☎０３－４５６６－２４５１